

表示規約の概略

<p>必要表示事項 適正な商品選択に資するためにカタログ等に表示すべき事項 (規約4条～8条、10条)</p>	<p><u>(新品農業機械)</u> ①カタログ、②農業機械本体、③取扱説明書、④保証書及び⑤店頭等の展示機について、表示しなければならない事項を定めている。</p> <p><u>(中古農業機械)</u> 店頭等の展示機について表示しなければならない事項を定めている。</p>
<p>特定用語の使用基準 不当表示になりやすい用語を用いた広告を行うときの基準 (規約12条)</p>	<p>①「完全」を意味する用語(パーフェクト・完璧・100%など)の断定的な使用を禁止。</p> <p>②「優位性」、「最上級」等を意味する用語(日本一・当社だけ・最高級・スーパーなど)は、客観的・具体的事実に基づく場合のみ使用可能。その際には具体的数値等の事実を付記。</p> <p>③「安全」を意味する用語(安全・安心など)の断定的な使用を禁止。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">不当表示の禁止規約(14条・19条)</p>	<p><優良誤認表示の禁止> 商品の内容(品質・性能等)について、実際のもの又は競争事業者にかかるものよりも著しく優良であると誤認される表示は禁止される。 (例1) 実際には従来型の燃費と変わらないにもかかわらず、「燃費が従来型に比べて30%アップの新型機」との表示 (例2) 実際には500時間使用のトラクタであるにもかかわらず、「お買得! 100時間使用の中古トラクタ」との表示</p>
	<p><有利誤認表示の禁止> 商品の取引条件(価格・保証等)について、実際のもの又は競争事業者にかかるものよりも著しく有利であると誤認される表示は禁止される。 (例1) 不当な二重価格表示(右記の「二重価格表示について」参照) (例2) 実際にはロータリーは別売り(別売り価格△△万円)であるにもかかわらず、「お買得! トラクタ〇〇〇万円(税込価格) ロータリー付」との表示 (例3) 実際には全ての故障を保証するのは1年間であるにもかかわらず、「田植機全機種 5年間保証付き」との表示</p>
	<p><その他の不当表示> 商品・役務の取引に関する事項について、一般消費者に誤認されるおそれのある表示は禁止される(商品の原産国の関する不当表示、おとり広告等)。</p>

<p>店頭等の新品展示機の必要表示事項は 下記の様式1号により表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">機種名 (商品名)</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">型式及び 仕様別区分</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">販売価格</td> <td style="border: 1px solid black;">現金価格 ¥ ○○○○ (税込)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;">税抜価格 ¥ ○○○○ 消費税 ¥ ○○○○</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">引渡し条件 その他</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">農機公取協議会 会員</p> </div>	機種名 (商品名)		型式及び 仕様別区分		販売価格	現金価格 ¥ ○○○○ (税込)		税抜価格 ¥ ○○○○ 消費税 ¥ ○○○○	引渡し条件 その他		<p>店頭等の中古展示機の必要表示事項は 下記の様式2号により表示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">機種名 (商品名)</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">中古</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">型式及び 仕様別区分</td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">販売価格</td> <td style="border: 1px solid black;">現金価格 ¥ ○○○○ (税込)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;"></td> <td style="border: 1px solid black;">税抜価格 ¥ ○○○○ 消費税 ¥ ○○○○</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">引渡し条件 その他</td> <td style="border: 1px solid black;"> <ul style="list-style-type: none"> ●初年度販売年..... 年式 ●使用時間..... 時間 (アウター) ●整備.....済・未整備 ●保証書.....有・無 </td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">農機公取協議会 会員</p> </div>	機種名 (商品名)	中古	型式及び 仕様別区分		販売価格	現金価格 ¥ ○○○○ (税込)		税抜価格 ¥ ○○○○ 消費税 ¥ ○○○○	引渡し条件 その他	<ul style="list-style-type: none"> ●初年度販売年..... 年式 ●使用時間..... 時間 (アウター) ●整備.....済・未整備 ●保証書.....有・無
機種名 (商品名)																					
型式及び 仕様別区分																					
販売価格	現金価格 ¥ ○○○○ (税込)																				
	税抜価格 ¥ ○○○○ 消費税 ¥ ○○○○																				
引渡し条件 その他																					
機種名 (商品名)	中古																				
型式及び 仕様別区分																					
販売価格	現金価格 ¥ ○○○○ (税込)																				
	税抜価格 ¥ ○○○○ 消費税 ¥ ○○○○																				
引渡し条件 その他	<ul style="list-style-type: none"> ●初年度販売年..... 年式 ●使用時間..... 時間 (アウター) ●整備.....済・未整備 ●保証書.....有・無 																				

● 中古展示機については「本機状態説明書」を作成・表示することができる。トラクタなどの「本機状態説明書」の様式が別途定められている。

<二重価格表示について>

① 「二重価格表示」とは、実際の販売価格よりも高い価格（比較対象価格）を併記した価格表示の方法です。

創業10周年記念展示即売会 (○月○日～○日)

○○トラクター××型

メーカー希望小売価格 ¥3,000,000のところ

展示即売会期間中 ¥2,700,000で販売

「メーカー希望小売価格 ¥3,000,000」が比較対象価格

「¥2,700,000」が販売価格

② 例示の販売広告のように「メーカー希望小売価格」を「比較対象価格」に用いて二重価格表示を行う場合、「メーカー希望小売価格」は、製造業者によって設定され、あらかじめ、カタログ、希望小売価格表等により公表されている価格であることが必要です(規約11条)。

③ 二重価格表示を行うこと自体は禁止されませんが、例示の販売広告において、以下のように比較対照価格の内容に虚偽がある場合などには不当な二重価格表示（不当表示）となります。

(例1) メーカーが××型の希望小売価格を設定・公表していないのに、300万円をメーカー希望小売価格と称して比較対象価格に用いている場合

(例2) メーカーが付した希望小売価格に上乗せした価格（300万円）をメーカー希望小売価格と称して比較対象価格に用いている場合